

なごみヘルパーステーション「運営について」

障害福祉サービス重要事項説明書

令和 7 年 4 月

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：0836-35-7533

担当者：福原 恵美子

ご不明な点は何なりとお尋ねください。

事業者概要

事業者名称 合同会社 和（なごみ）の会
 法人登記所在地 山口県宇部市草江2丁目5番5号
 電話番号・Fax 電話 0836-35-7530 (Fax：0836-35-7531)
 山口県知事指定事業所 なごみヘルパーステーション
 （指定番号） 第3510201084号
 住所 山口県宇部市草江2丁目5番6-1号
 電話番号 TEL0836-35-7533 FAX0836-38-5800

職員体制

職員	常勤	非常勤	合計
管理者	1名（兼）		1名（兼）
サービス提供責任者	1名（兼）		1名（兼）
訪問介護員	1名	8名（兼務含）	9名

（事業の目的）

合同会社和の会（以下「事業者」という。）が設置経営するなごみヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（重度訪問介護）は、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者又は障害児であって常時介護を要するもの（以下「利用者」という。）に対し、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

（運営方針）

- （１） 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護、並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。
- （２） 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他当該利用者

が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

- (3) 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
- (4) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとします。

- (1) 管理者 1名 (サービス提供責任者と兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

- (2) サービス提供責任者 1名 (管理者と兼務、常勤)

サービス提供責任者は、居宅介護 (重度訪問介護)・同行援護・行動援護計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定居宅介護 (重度訪問介護)、同行援護、行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- (3) 従業者 10名 (常勤専従1名、非常勤専従6名、非常勤兼務3名)

従業者は、居宅介護 (重度訪問介護)・同行援護・行動援護計画に基づき、サービスの提供を行います。

(営業日、営業時間等)

事業所の営業日、営業時間は、次の通りとします。

- (1) 営業日…月、火、水、木、金曜日とします。
- (2) 営業時間…9時から17時までとします。
- (3) サービス提供日…365日
- (4) サービス提供時間…6時から23時までとします。

※営業時間外は留守番電話にて対応いたします。緊急の場合はなごみ館 0836-35-7530 へお電話ください。

(事業の内容及び利用料等)

- (1) 事業の内容は次のとおりとします。

- ① 身体介護
- ② 家事援助
- ③ 重度訪問介護
- ④ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援 (代筆・代読を含む。)
- ⑤ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ⑥ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- ⑦ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- ⑧ 外出先における移動中の介護
- ⑨ 排せつ・食事等の介護その他行動する際に必要となる援助

- (2) 事業所は、サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けます。

- (3) 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、1 時間単位で 2 千円の支払いを受けます。
- (4) その他の費用の額は、次のとおりとします。

交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行うサービスに要した交通費は、その実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- ① 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートルにつき 1 0 0 円
- ② 通常の事業実施地域を越えた地点から往復を計算し、1 キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

- (5) 前三項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付します。
- (6) 第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、宇部市（恩田・岬・琴芝・神原・見初・常盤・上宇部の各小学校校区）とします。

(緊急時等における対応方法)

従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告します。

- (1) 訪問時に利用者の体調不良等に遭遇、発見した場合には 急変時対応マニュアルに基づいて救急搬送等の措置を講じます。
- (2) あらかじめ契約時にかかりつけ医等の情報をお知らせいただきます。
相談支援専門員、主治医、訪問看護等に相談の上、緊急連絡の順位等にそってご連絡をさせていただきます。
- (3) 訪問介護員は救急車には同乗できないこと。入院等に生じる契約書類等の記入も出来ない旨をご理解いただき、ご家族等で対応していただくことをご承知ください。

(サービス利用に当たっての留意事項)

サービスを利用する際には以下の点に留意していただくものとします。

- (1) 健康チェックの結果、入浴サービスの提供を中止する場合があること。
- (2) 利用日当日にサービスを利用しない場合は、前日までに事業所に連絡すること。

(事故発生時の対応)

事故が発生した場合、事故発生時対応マニュアルに基づいて適正に処理します。

- (1) 事業所は、サービス提供中に、利用者の病状の急変、事故その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、当該利用者の家族、相談支援事業所、市町村等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

（苦情等の受付窓口）

利用者またはその家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

当事業所の苦情受付窓口は下記の通りとします。

受付時間 月曜日～金曜日 （年末年始を除く 9 時～ 17 時まで）

担当者：岡田 敏行 電話：0836-35-7530 FAX：0836-35-7531

当事業所以外の窓口

・宇部市障害福祉課 電話：0836-34-8314 Fax：0836-22-6052

・山口県国民健康保険団体連合会 電話：083-995-1010

・福祉サービス運営適正化委員会 電話：083-924-2837 Fax：083-924-2793

事業者は、提供したサービスについて、利用者またはその家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。事業者は、利用者またはその家族が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（教育等）

事業所は、従業者等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備します。

- （１）採用時研修 採用 1 ヶ月以内
- （２）継続研修 月 1 回
- （３）介護に関する研修及び学会への参加等

（服務規律）

- （１）従業者は、就業規則にある服務規程を遵守します。
- （２）従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- （３）従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（虐待防止について）

事業者は 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるよう努めるものとします。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- （２）成年後見制度の利用支援
- （３）苦情解決体制の整備
- （４）虐待防止のための指針等の整備
- （５）訪問介護員等に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （６）上記の措置を適切に実施するための虐待防止に関する責任者の選定および設置
虐待防止責任者 管理者 福原恵美子

- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等、現に利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町に通報する。

宇部市障害者虐待防止センター（市役所地域福祉課内）

月～金 8 時30分～17時15分 TEL0836-34-8393 FAX0836-22-6026

土・日・祝日・夜間 TEL0836-31-4111 FAX0836-22-6026

（ハラスメントについて）

事業所は適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

ハラスメントは 介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員等の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。

- （１） 性的な話をする。必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- （２） 特定の訪問介護員等に嫌がらせ、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- （３） 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- （４） 長時間の電話、訪問介護員等や事業所に対して理不尽な苦情申し立て等の行為

（事業継続計画の策定等について）

事業所は 感染症または非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

事業所は訪問介護員等に対し、事業継続計画について周知するとともに 必要な研修および訓練を定期的の実施するものとします。

事業所は 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（感染症対策の強化・衛生管理について）

訪問介護員等の清潔の保持および健康状態について 定期健康診断等の必要な管理を行うとともに 事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

事業所は事業所において感染症が発生、または蔓延しないような以下の措置を講じる。

- （１） 事業所内における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね６ヶ月に１回以上開催するとともに その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- （２） 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
- （３） 事業所において 訪問介護員等に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的に行う。

（その他運営についての重要事項）

この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、合同会社和の会と管理者との協議に基づいて定めるものとします。

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

所在地	山口県宇部市草江2丁目5-6-1
事業所名	なごみヘルパーステーション
事業者	合同会社和の会
	代表社員 久保田トミ子

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

家族代表者 住所 _____

氏名 _____